

第九十一回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第二号

昭和五十五年三月十二日(水曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 田村 良平君

理事 奥野 誠亮君

理事 塩崎 潤君

理事 山田 芳治君

理事 安藤 巖君

理事 足立 篤郎君

理事 谷 洋一君

理事 渡辺 秀央君

理事 山口 鶴男君

理事 中島 武敏君

出席国務大臣

自治 大臣 後藤田正晴君

出席府委員

警察庁刑事局長 中平 和水君

自治省行政局長 大林 勝臣君

委員外の出席者

法務省刑事局刑 根来 泰周君

委員の異動

三月六日

辞任 永江 一仁君

同日 補欠選任 小瀨 正義君

同日 小瀨 正義君

同日 補欠選任 永江 一仁君

同日 稲葉 修君

同日 補欠選任 渡辺 秀央君

同日 補欠選任 渡辺 秀央君

同日 補欠選任 渡辺 秀央君

同日 補欠選任 渡辺 秀央君

同日 補欠選任 渡辺 秀央君

同日 補欠選任 渡辺 秀央君

同日 補欠選任 渡辺 秀央君

同日 補欠選任 渡辺 秀央君

渡辺 秀央君 稲葉 修君

二月九日

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

同日 二月十一日

都道府県議会議員の選挙公費補充等に関する法律(小沢辰男君紹介)(第八四〇号)

三月十日

肢体障害者の在宅投票制度簡素化に関する請願(則武真一君紹介)(第二〇三二号)

は本委員会に付託された。

一月三十日

公職選挙法の一部改正に関する陳情書(奈良県議会議長西口栄三)(第七八号)

選挙公費の拡大に関する陳情書外一件(福岡県議会議長浜中茂足外一名)(第七九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号) 公職選挙法改正に関する件

○田村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○後藤田国務大臣 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

この改正法案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が、実情に即さないものになりましたので、今回これに所要の改正を加えようとするものであります。すなわち、最近における公務員給与の改定、賞金及び物価の変動等にかんがみまして、執行経費の基準を改定し、もって国会議員の選挙等の執行に遺憾のないようにしたいと存するものであります。

次に、この法律案による改正の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当、人夫賃及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第二は、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第三は、郵便による不在者投票における投票の郵送に係る経費を公費で負担することとし、その額を事務費の基準額に含めようとするものであります。

以上が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨であります。

す。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。質疑は後日に譲ることいたします。

○田村委員長 公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

昨年十月に行われました第三十五回衆議院議員総選挙結果につき、政府から説明を求めます。後藤田自治大臣。

○後藤田国務大臣 この機会に、第三十五回衆議院議員総選挙の結果の概要について御報告申し上げます。

御承知のとおり、過般の総選挙は、九月十七日に公示され、十月七日に執行されました。選挙当日の有権者数は、約八千七百万人で、前回の総選挙より二百二十四万人増加しております。

立候補の状況について申し上げますと、今回の立候補者数は八百九十一人で、前回の総選挙に比べ八人減少し、その競争率は戦後最低の一・七四倍であります。

次に投票の状況について申し上げますと、投票当日の天候は、北海道、中国及び九州を除き、台風の影響で終日風雨という悪天候でありまして、その投票率は前回の総選挙七三・四五%を五・四四%下回る六八・〇一%となっております。

次に当選人の状況について申し上げます。党派別に申し上げますと、自由民主党は二百四十八人、日本社会党は百七人、公明党は五十七人、民社党は三十五人、日本共産党は三十九人、新自由クラブは四人、社会民主連合は二人、無所属

一万五千人以上	二七、三三	三九、五七	四〇、三三	二五、三三	三九、六五	四八、一七	一七、六二	二五、三九	三〇、四八
二万人未満	三六、八五	四六、三五	六三、一五	三三、三三	四〇、三三	五九、三三	三〇、四八	三〇、四八	四〇、四八
二万人以上	三六、八五	四六、三五	六三、一五	三三、三三	四〇、三三	五九、三三	三〇、四八	三〇、四八	四〇、四八

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人数	投票日	区市町村			
		区	市	町	村
五百人未満	平日	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
五百人以上	土曜日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
千人未満	又休日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
千人以上	平日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
千人以上	土曜日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
千人以上	又休日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
二千人未満	平日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
二千人以上	土曜日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
二千人以上	又休日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
三千人未満	平日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
三千人以上	土曜日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
三千人以上	又休日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
五千人未満	平日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
五千人以上	土曜日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
五千人以上	又休日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
一万人未満	平日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
一万人以上	土曜日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
一万人以上	又休日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
二万人未満	平日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
二万人以上	土曜日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
二万人以上	又休日	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円

第四条第三項中「二万三千六百六十一円」を「二万八千六百九十一円」に、「二万三千六百五十七円」を「二万八千六百九十一円」に、「二万二千一百十一円」を「二万四千五百九十二円」に改め、同条第六項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
五百人未満	一、四九〇円	一、四九〇円	一、四九〇円	一、四九〇円
五百人以上	一、四九〇円	一、四九〇円	一、四九〇円	一、四九〇円

五千人未満	一、七三〇	一、二五〇
五千人以上	一、七三〇	一、二五〇
一万人未満	一、七三〇	一、二五〇
一万人以上	一、七三〇	一、二五〇
二万人未満	一、七三〇	一、二五〇
二万人以上	一、七三〇	一、二五〇
三万人未満	一、七三〇	一、二五〇
三万人以上	一、七三〇	一、二五〇
四万人未満	一、七三〇	一、二五〇
四万人以上	一、七三〇	一、二五〇
五万人未満	一、七三〇	一、二五〇
五万人以上	一、七三〇	一、二五〇
六万人未満	一、七三〇	一、二五〇
六万人以上	一、七三〇	一、二五〇
七万人未満	一、七三〇	一、二五〇
七万人以上	一、七三〇	一、二五〇
八万人未満	一、七三〇	一、二五〇
八万人以上	一、七三〇	一、二五〇
九万人未満	一、七三〇	一、二五〇
九万人以上	一、七三〇	一、二五〇
十万人未満	一、七三〇	一、二五〇
十万人以上	一、七三〇	一、二五〇

第四条第九項を削る。
第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選 挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
二千人未満	一〇一、三三七円	一〇〇、五四七円	七二、四四二円	
二千人以上	一〇一、三三七円	一〇〇、五四七円	七二、四四二円	
三千人未満	一六九、一五七	一六七、〇二七	一一二、六七三	
三千人以上	一六九、一五七	一六七、〇二七	一一二、六七三	
四千人未満	二二一、三四九	二〇六、七七九	一四一、九九八	
四千人以上	二二一、三四九	二〇六、七七九	一四一、九九八	
五千人未満	二七二、一一九	二六五、〇六九	一八一、八四〇	
五千人以上	二七二、一一九	二六五、〇六九	一八一、八四〇	
六千人未満	三三二、六五一	三四二、四七一	二二一、六八〇	
六千人以上	三三二、六五一	三四二、四七一	二二一、六八〇	
七千人未満	四〇二、五一五	三八八、一四五	二六七、五八〇	
七千人以上	四〇二、五一五	三八八、一四五	二六七、五八〇	
八千人未満	四六一、九一三	四四四、四七三	三〇五、三五〇	
八千人以上	四六一、九一三	四四四、四七三	三〇五、三五〇	

三万人以上	五六九、四二七	五四二、九七七	三七六、一七五
-------	---------	---------	---------

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
千人未満	七〇、一八〇円	六九、九八〇円	四二、一〇五円	
二千人未満	八四、二一六	八三、九七六	四八、一二〇	
三千人未満	一二六、三二四	一二五、九六四	七二、一八〇	
五千人未満	一五四、三九六	一五三、九五六	九〇、二二五	
一万人未満	一九六、五〇四	一九五、九四四	一一四、二八五	
一万五千人未満	二五九、六六六	二五八、九二六	一五〇、三七五	
二万人未満	二八〇、七二〇	二七九、九二〇	一六二、四〇五	
三万人以上	三二二、八二八	三二一、九〇八	一八六、四六五	
三万人以上	三七八、九七二	三七七、八九二	二二六、五四〇	

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
千人未満	三、一七〇円	三、一七〇円	三、一七〇円	三、一七〇円
二千人未満	五、二七〇円	五、二七〇円	五、二七〇円	五、二七〇円
三千人未満	七、三七〇円	七、三七〇円	七、三七〇円	七、三七〇円
三万人以上	二、一七〇円	二、一七〇円	二、一七〇円	二、一七〇円

第五条第四項の表を次のように改める。

三万人以上	一、二〇、四二五	一、二〇、四二五	一、二〇、四二五	一、二〇、四二五	一、二〇、四二五	一、二〇、四二五	一、二〇、四二五	一、二〇、四二五	一、二〇、四二五
二万人以上	二、二〇、四二五	二、二〇、四二五	二、二〇、四二五	二、二〇、四二五	二、二〇、四二五	二、二〇、四二五	二、二〇、四二五	二、二〇、四二五	二、二〇、四二五
一万人以上	三、二〇、四二五	三、二〇、四二五	三、二〇、四二五	三、二〇、四二五	三、二〇、四二五	三、二〇、四二五	三、二〇、四二五	三、二〇、四二五	三、二〇、四二五
五千人以上	四、二〇、四二五	四、二〇、四二五	四、二〇、四二五	四、二〇、四二五	四、二〇、四二五	四、二〇、四二五	四、二〇、四二五	四、二〇、四二五	四、二〇、四二五
三千人以上	五、二〇、四二五	五、二〇、四二五	五、二〇、四二五	五、二〇、四二五	五、二〇、四二五	五、二〇、四二五	五、二〇、四二五	五、二〇、四二五	五、二〇、四二五
二千人以上	六、二〇、四二五	六、二〇、四二五	六、二〇、四二五	六、二〇、四二五	六、二〇、四二五	六、二〇、四二五	六、二〇、四二五	六、二〇、四二五	六、二〇、四二五
一千人以上	七、二〇、四二五	七、二〇、四二五	七、二〇、四二五	七、二〇、四二五	七、二〇、四二五	七、二〇、四二五	七、二〇、四二五	七、二〇、四二五	七、二〇、四二五
五百人以上	八、二〇、四二五	八、二〇、四二五	八、二〇、四二五	八、二〇、四二五	八、二〇、四二五	八、二〇、四二五	八、二〇、四二五	八、二〇、四二五	八、二〇、四二五
三百人以上	九、二〇、四二五	九、二〇、四二五	九、二〇、四二五	九、二〇、四二五	九、二〇、四二五	九、二〇、四二五	九、二〇、四二五	九、二〇、四二五	九、二〇、四二五
二百人以上	一〇、二〇、四二五	一〇、二〇、四二五	一〇、二〇、四二五	一〇、二〇、四二五	一〇、二〇、四二五	一〇、二〇、四二五	一〇、二〇、四二五	一〇、二〇、四二五	一〇、二〇、四二五
一百人以上	一一、二〇、四二五	一一、二〇、四二五	一一、二〇、四二五	一一、二〇、四二五	一一、二〇、四二五	一一、二〇、四二五	一一、二〇、四二五	一一、二〇、四二五	一一、二〇、四二五
五十人以上	一二、二〇、四二五	一二、二〇、四二五	一二、二〇、四二五	一二、二〇、四二五	一二、二〇、四二五	一二、二〇、四二五	一二、二〇、四二五	一二、二〇、四二五	一二、二〇、四二五
三十人以上	一三、二〇、四二五	一三、二〇、四二五	一三、二〇、四二五	一三、二〇、四二五	一三、二〇、四二五	一三、二〇、四二五	一三、二〇、四二五	一三、二〇、四二五	一三、二〇、四二五
二十人以上	一四、二〇、四二五	一四、二〇、四二五	一四、二〇、四二五	一四、二〇、四二五	一四、二〇、四二五	一四、二〇、四二五	一四、二〇、四二五	一四、二〇、四二五	一四、二〇、四二五
十人以上	一五、二〇、四二五	一五、二〇、四二五	一五、二〇、四二五	一五、二〇、四二五	一五、二〇、四二五	一五、二〇、四二五	一五、二〇、四二五	一五、二〇、四二五	一五、二〇、四二五
五人以上	一六、二〇、四二五	一六、二〇、四二五	一六、二〇、四二五	一六、二〇、四二五	一六、二〇、四二五	一六、二〇、四二五	一六、二〇、四二五	一六、二〇、四二五	一六、二〇、四二五
三人以上	一七、二〇、四二五	一七、二〇、四二五	一七、二〇、四二五	一七、二〇、四二五	一七、二〇、四二五	一七、二〇、四二五	一七、二〇、四二五	一七、二〇、四二五	一七、二〇、四二五
一人以上	一八、二〇、四二五	一八、二〇、四二五	一八、二〇、四二五	一八、二〇、四二五	一八、二〇、四二五	一八、二〇、四二五	一八、二〇、四二五	一八、二〇、四二五	一八、二〇、四二五

開票区 の選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
三万人以上	二、一七〇円	二、一七〇円	二、一七〇円	二、一七〇円
二万人以上	三、一七〇円	三、一七〇円	三、一七〇円	三、一七〇円
一万人以上	四、一七〇円	四、一七〇円	四、一七〇円	四、一七〇円
五千人以上	五、一七〇円	五、一七〇円	五、一七〇円	五、一七〇円
三千人以上	六、一七〇円	六、一七〇円	六、一七〇円	六、一七〇円
二千人以上	七、一七〇円	七、一七〇円	七、一七〇円	七、一七〇円
一千人以上	八、一七〇円	八、一七〇円	八、一七〇円	八、一七〇円
五百人以上	九、一七〇円	九、一七〇円	九、一七〇円	九、一七〇円
三百人以上	一〇、一七〇円	一〇、一七〇円	一〇、一七〇円	一〇、一七〇円
二百人以上	一一、一七〇円	一一、一七〇円	一一、一七〇円	一一、一七〇円
一百人以上	一二、一七〇円	一二、一七〇円	一二、一七〇円	一二、一七〇円
五十人以上	一三、一七〇円	一三、一七〇円	一三、一七〇円	一三、一七〇円
三十人以上	一四、一七〇円	一四、一七〇円	一四、一七〇円	一四、一七〇円
二十人以上	一五、一七〇円	一五、一七〇円	一五、一七〇円	一五、一七〇円
十人以上	一六、一七〇円	一六、一七〇円	一六、一七〇円	一六、一七〇円
五人以上	一七、一七〇円	一七、一七〇円	一七、一七〇円	一七、一七〇円
三人以上	一八、一七〇円	一八、一七〇円	一八、一七〇円	一八、一七〇円
一人以上	一九、一七〇円	一九、一七〇円	一九、一七〇円	一九、一七〇円

改め、同条第二項の表中「一八六、一八〇」を「二二六、七五六」に、「一八七、七一」を「二二七、四四〇」に、「四四七、七六二」を「五四五、三五二」に、「四五一、四五〇」を「五四六、九九七」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

都道府県 の世帯数							選挙
七	六	五	四	三	二	一	
百万以上	七十万以上 未滿上	五十万以上 未滿上	四十万以上 未滿上	三十万以上 未滿上	二十万以上 未滿上	十萬以上 未滿上	
二一九〇	二三〇八					円 錢	
二一七八	二二八九	二五二五	二五一六	二五八三	二六八七	二八七四圓錢	
一二六六	一二七〇	一三〇二	一三三四	一三八三	一四〇〇	一四五〇圓錢	

第八條の二の表を次のように改める。

候補者数	区市町村		
	区	市	町村
九人未満	八、五〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円
九人以上 未滿	九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇
十三人以上	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇

第九条第一項の表を次のように改める。

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第二号 昭和五十五年三月十二日

開催の時	区市町村
昼間（午前八時三十分から午後五時までをいうものとする）以下次条までにおいて同じ。）	区
夜間（午後五時から午前八時三十分までをいうものとする）以下次条までにおいて同じ。）	市
	町

第九條第二項中「六千三百八十四圓」を「七千七百四十圓」に、「六千三百八十三圓」を「七千七百三十九圓」に、「五千四百五十三圓」を「六千六百三十五圓」に改め、同條第五項中「但し」を「ただし」に、「且」を「かつ」に改め、同條第八項を削り、同條第九項中「定」を「定め」に改め、同項を同條第八項とする。

第十条第一項の表を次のように改める。

施設	学校以外の	学 校	施設		区 市 町 村
			開演 日 時	演説 の 会	
	九、〇五	五、五五	じ い の て 同	お く の を の 下	区
	二九、六七五	二六、一七五	昼 間	休 日 の は	
	二九、八五三	二六、一三三	夜 間		
	八、四四五	四、九四五	間 日	は 平 土 日 昼 曜 又	市
	二九、〇三元	二五、五元	昼 間	休 日 の は	
	二九、二〇六	二五、七六	夜 間		
	八、三三五	四、八五	間 日	は 平 土 日 昼 曜 又	町
	二六、〇二七	二三、五七	昼 間	休 日 の は	
	二六、二四〇	二一、七四	夜 間		村

第十條第二項中、「一万七千二十四圓」を、「二万六百四十圓」に、「一万七千二十圓」を、「二万五千八百四十圓」に、「一万四千五百四十圓」を、「一万七千六百九十二圓」に改める。

第十三条第一項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙人 の數	五十万人未滿	五十万人以上 七十五万人未 滿	七十五万人以 上 百万人未滿	百万人以上上 百二十五万人未 滿	百二十五万人 以上 百五十万 人未滿
選挙 衆議院議員	ハ、四九ハ、三〇 円	一〇、〇三ハ、五七 円	二一、〇七セ、七四 円	二二、八六五、一九四 円	二四、六四三、五五〇 円
選挙 参議院議員	ハ、六六ハ、九〇 円	一〇、〇四二、四七 円	二二、〇四六、六四 円	二三、一〇四、〇三 円	二四、九一五、四七 円

百五十万人以上	二百五十万人以上	二百五十万人以上	二百五十万人以上	二百五十万人以上
都及び大都市のある道府県	都及び大都市のある道府県	その他の県	都及び大都市のある道府県	その他の県
一、五三、九六〇円	一、六九二、六二二円	三〇、七六六、〇〇〇円	一〇〇、〇三九、九二二円	三三、一七九、七六〇円
一、八、一七、一八二円	二、〇九、一、一八二円	一〇〇、〇三九、九二二円	三三、一七九、七六〇円	三三、一七九、七六〇円
都及び大都市のある道府県	その他の県	都及び大都市のある道府県	その他の県	都及び大都市のある道府県
三、六、四四、六二〇円	三、六、六九、二〇〇円	三、六、四四、六二〇円	三、六、六九、二〇〇円	三、六、四四、六二〇円
三、六、四四、六二〇円	三、六、六九、二〇〇円	三、六、四四、六二〇円	三、六、六九、二〇〇円	三、六、四四、六二〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙	二、〇三二、三四〇円
参議院議員選挙	二、〇九九、五八〇円
三 認定出先機関	
衆議院議員選挙	一、一〇二、六六六円
参議院議員選挙	一、一三六、七八六円
四 大都市	
衆議院議員選挙	四、三一六、五二五円
参議院議員選挙	四、四四〇、三六五円
五 区	
選挙人の数	五万人未満
選挙	五万人未満
衆議院議員選挙	二、七七八、四六〇円
参議院議員選挙	三、三八一、一六〇円
選挙	十万人未満
衆議院議員選挙	四、一七〇、四六〇円
参議院議員選挙	五、一三八、七六〇円
選挙	十五万人未満
衆議院議員選挙	四、二四四、七六四円
参議院議員選挙	五、二一三、〇六四円

六 市(大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。)

選挙人の数	三万人未満	三万人以上	五万人以上	十万人以上	十五万人以上
選挙	三万人未満	三万人以上	五万人以上	十万人以上	十五万人以上
衆議院議員選挙	一、三三、八三三円	一、八七、七六七円	二、七九、三三三円	三、六四、三三三円	四、八〇、四三三円

七 町村

参議院議員選挙	一、三三、五三八円	一、八二、〇三三円	二、八四、六三八円	四、〇七、五九八円	四、八四、六八二円
選挙人の数	千人未満	千人以上	二千人以上	三千人以上	五千人以上
選挙	千人未満	千人以上	二千人以上	三千人以上	五千人以上
衆議院議員選挙	二、二九、六六六円	二、二九、六六六円	二、二九、六六六円	二、二九、六六六円	二、二九、六六六円
参議院議員選挙	二、二九、六六六円	二、二九、六六六円	二、二九、六六六円	二、二九、六六六円	二、二九、六六六円

第十三条第二項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	七十五万人以上	七十五万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上
選挙	五十万人未満	五十万人以上	七十五万人以上	七十五万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上
衆議院議員選挙	三、四二、六六六円	四、五九、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円
参議院議員選挙	四、一三、三三三円	四、七四、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	七十五万人以上	七十五万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上
選挙	五十万人未満	五十万人以上	七十五万人以上	七十五万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上
衆議院議員選挙	三、四二、六六六円	四、五九、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円
参議院議員選挙	四、一三、三三三円	四、七四、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	七十五万人以上	七十五万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上
選挙	五十万人未満	五十万人以上	七十五万人以上	七十五万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上
衆議院議員選挙	三、四二、六六六円	四、五九、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円	五、三六、六六六円
参議院議員選挙	四、一三、三三三円	四、七四、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円	五、四七、六六六円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

一、七五二、四三〇円

参議院議員選挙	一、八二〇、六七〇円
三 認定出先機関	
衆議院議員選挙	八九六、一一六円
参議院議員選挙	九三〇、二三六円
四 大都市	
衆議院議員選挙	三、六四二、一〇五円
参議院議員選挙	三、七六五、九四五円
五 区	
衆議院議員選挙	一、六三七、〇四〇円
参議院議員選挙	一、七一一、三四四円
六 市	

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	八六、七三三円	八八、一二七円	一、三三三、三三三円	一、七六六、九四四円	一、八八八、九三三円
参議院議員選挙	八七、〇〇八円	九二、二四三円	一、三六六、九八八円	一、八八八、九三三円	一、九六六、五三三円

七 町村							
選挙人の数	千人未満	千人以上 二千人未 満	二千人以 上三千人 未満	三千人以 上五千人 未満	五千人以 上一万人 未満	一万人以 上二万人 未満	二万人 以上
選挙	千人未満	千人以上 二千人未 満	二千人以 上三千人 未満	三千人以 上五千人 未満	五千人以 上一万人 未満	一万人以 上二万人 未満	二万人 以上
衆議院議員 選挙	九、〇七六 円	九、〇七六 円	二七、九二 円	二八、〇六 円	四四、六九 円	五九、六九 円	六四八、七二 円
参議院議員 選挙	一〇、四、六 四四	一〇、四、六 四四	一七、〇、七 七	三〇、〇、五 三	四七、一、五 九	五八、一、五 四三	六八五、九二 七

第十三条第三項各号を次のように改める。
一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百万人未満	一百万人以上二百五十万人未満	二百五十万人以上
金 額	三三、九〇〇円	四九、八二〇円	四九、八二〇円	四九、八二〇円	四九、八二〇円

都及び大都市のある道府県	その他の県	都及び大都市のある道府県	その他の県	都及び大都市のある道府県	その他の県
四九、八二〇円	五〇、三三〇円	四九、八二〇円	五〇、三三〇円	四九、八二〇円	五〇、三三〇円

三百万人以上	八八、一二七円
都及び大都市のある道府県	その他の県
八八、一二七円	八八、一二七円

二 都道府県の支庁又は地方事務所	一八一、九六〇円
三 認定出先機関	九〇、九八〇円
四 大都市	四五四、〇八〇円
五 区	一一五、五八四円
六 市	

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金 額	二四、六九九円	四一、一六五円	七四、〇九七円	一〇七、〇二九円	一一五、二六二円

七 町村	
選挙人の数	千人未満
金 額	一円
	千人以上 二千人未 満
	一円
	二千人以 上三千人 未満
	一円
	三千人以 上五千人 未満
	二、二五四円
	五千人以 上一万人 未満
	三、三三三円
	一万人以 上二万人 未満
	三、三三三円
	二万人以 上
	三、三三三円

第十三条第九項中「郵送経費の下に」(同条第二項の規定により行われる郵送に要する経費を含む。)を加える。
第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「五千円」を「五千六百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「四千円」を「四千五百円」に改める。
第十六条中「及び第十三条の下に」(第九項を除く。)を「以下の額に」の下に「同条第九項及び」を加える。
第十七条第一項中「第十三条の下に」(第九項を除く。)を「合計額に」の下に「同条第九項及び」を加え、同条第二項中「七十二万四千五百五十五円」を「八十一万五千三百五十八円」に、「七十二万四千九百三十三円」を「八十一万七千三百八十八円」に改め、同条第三項中「四四七、七六二」を「五五五、三

五二」に、「二七二、二八八」を「三三二、六三三」に、「四五二、四五〇」を「五四六、九九七」に、「二七四、五三〇」を「三三二、六三三」に改める。
第十八条第三項中「還付される」を「還付させる」に改める。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等の執行経費の基準については、なお従前の例による。
3 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第二百六十三条第四号中「場所」に要する費用の下に「並びに同条第二項の規定により行われる郵送に要する費用」を加える。
第二百六十四条第一項中「左に」を「次に」に改

め、同項第一号中「及び第十号から第十一号まで」を「第十号及び第十一号」に改め、同条第二項中「第六号から第九号まで、第十号の二」を「第六号、第七号から第九号まで」に改める。

理由

最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で都道府県及び市町村に交付するものの基準を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。